

第9号議案

大田区SDGs推進会議条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月15日

提出者 大田区長 松原 忠義

大田区SDGs推進会議条例

(設置)

第1条 大田区において、平成27年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）を着実かつ強力に推進し、もって地域の課題解決及び持続的な発展を目指すため、区長の附属機関として大田区SDGs推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議し、区長に提言をする。

- (1) 大田区の特性及び地域課題を踏まえたSDGsの推進に必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、区長が委嘱する委員12名以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から推進会議の招集の請求があったときは、推進会議を招集しなければならない。

(会議)

第7条 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 推進会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、推進会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

SDGsを着実かつ強力に推進し、地域の課題解決及び持続的な発展を目指すことを目的として、SDGsの推進に必要な事項を調査審議し、提言をする区長の附属機関を設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 10 号議案

大田区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区組織条例の一部を改正する条例

大田区組織条例（昭和 49 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表地域力推進部の項の次に次のように加える。

スポーツ・文化・国際都市部

第 1 条の表観光・国際都市部の項を削る。

第 2 条の表地域力推進部の項の次に次のように加える。

スポーツ・文化・国際都市部

（１） スポーツ推進に関すること。

（２） 文化振興に関すること。

（３） 国際交流に関すること。

（４） 多文化共生に関すること。

第 2 条の表観光・国際都市部の項を削り、同表産業経済部の項に次の 1 号を加える。

（２） 観光に関すること。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（大田区スポーツ推進審議会条例の一部改正）

2 大田区スポーツ推進審議会条例（昭和 58 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第9条中「観光・国際都市部」を「スポーツ・文化・国際都市部」に改める。

(提案理由)

観光・国際都市部を廃止し、スポーツ・文化・国際都市部を新設するとともに、産業経済部の分掌事務を変更するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 11 号議案

大田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 12 号議案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「なつた者は、」の次に「別記様式による宣誓書を」を加え、「又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名」を「に提出」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の服務の宣誓に関する政令の改正を踏まえ、服務の宣誓に係る規定を改めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 13 号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 43 号）の一部
を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「公民権行使等休暇」の次に「、出生サポート休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

出生サポート休暇を新設するため、条例を改正する必要があるので、この案を
提出する。

第 14 号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第 14 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 15 条第 1 項中「前条第 2 号ア及びイのいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改める。

第 18 条を第 20 条とし、第 17 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3号(ア)に掲げる非常勤職員からの育児休業の承認の請求及び改正後の条例第14条第2号の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員からの部分休業の承認の請求は、この条例の施行の日までに任期が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について必要な事項を定めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 15 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区手数料条例の一部を改正する条例

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 46 の項事務の欄中「交付」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 39 条の 7 第 2 項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

付 則

この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 16 号議案

大田区立熊谷恒子記念館条例の施設の供用停止に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立熊谷恒子記念館条例の施設の供用停止に関する条例

大田区立熊谷恒子記念館条例（平成元年条例第 47 号）に基づき設置する大田区立熊谷恒子記念館は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区立熊谷恒子記念館の長寿命化を図るための大規模改修工事を行うに当たり、当該工事の期間、施設の供用を停止するため、条例を制定する必要があるもので、この案を提出する。

第 17 号議案

大田区立大森スポーツセンター条例の施設の一部の供用停止に関する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立大森スポーツセンター条例の施設の一部の供用停止に関する条例
大田区立大森スポーツセンター条例（平成 8 年条例第 23 号）に規定する施設のうち、競技場は、令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区立大森スポーツセンターの競技場の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、競技場の供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 18 号議案

大田区産業プラザ条例の施設の一部の供用停止に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区産業プラザ条例の施設の一部の供用停止に関する条例の一部を改正
する条例

大田区産業プラザ条例の施設の一部の供用停止に関する条例（令和 3 年条例第
11 号）の一部を次のように改正する。

本則第 2 号中「令和 4 年 4 月 1 日から同年 12 月 28 日まで」を「令和 4 年 7 月
1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める。

付則第 2 号中「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 4 年 7 月 1 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

大田区産業プラザの大展示ホールの供用停止期間を変更するため、条例を改正
する必要があるので、この案を提出する。

第 19 号議案

大田区南六郷創業支援施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区南六郷創業支援施設条例の一部を改正する条例
大田区南六郷創業支援施設条例（令和 2 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

（6） 試作室

別表図工室の項を次のように改める。

試作室	貸切使用	1 日	6,500 円
	個人使用	1 日	3,000 円
		1 時間	1,000 円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

南六郷創業支援施設において設置する図工室の名称を試作室に改めるとともに、試作室の個人使用の使用料に係る規定を整備するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 20 号議案

大田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
大田区心身障害者福祉手当条例（昭和 48 年条例第 38 号）の一部を次のように
改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- （3） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者の前年の所得（1 月から
7 月までの月分の手当については、前々年の所得）が障害者の所得税法（昭
和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数
に応じて規則で定める額を超えるとき。

ア 20 歳以上の障害者 当該障害者

イ 20 歳未満の障害者 当該障害者又はその保護者（障害者の生計を主とし
て維持する者に限る。）

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 3 号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

第 6 条第 2 項中「が次の各号のいずれかに該当する」を「の大田区児童育成手
当条例（昭和 46 年条例第 27 号）に定める保護者が当該受給者に係る同条例第 5
条の規定による障害手当の支給を受けている」に改め、同項各号を削り、同条第
3 項を削る。

第 8 条ただし書を削り、同条第 1 号を次のように改める。

- （1） 東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当
と同種の手当が支給されていた場合であつて、当該同種の手当が支給された

最後の月の翌月から起算して3月以内に受給資格の認定の申請があつたときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第6条の規定は、令和4年8月以後の月分の心身障害者福祉手当から適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

(提案理由)

所得基準超過者について心身障害者福祉手当を支給しないこととするほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 21 号議案

大田区特別区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特別区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
大田区特別区道路占用料等徴収条例（昭和 47 年条例第 19 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表中

「

7,970 円
12,200 円
16,500 円
6,440 円
10,400 円
14,200 円
710 円
71 円
42 円
6,980 円
4,270 円
14,200 円
20,300 円
14,200 円
160 円
290 円
420 円
640 円
850 円
1,280 円
1,700 円
2,990 円
4,270 円
8,540 円
12,400 円

を

「

9,350 円
14,300 円
19,300 円
7,720 円
12,400 円
17,000 円
830 円
83 円
50 円
8,180 円
5,010 円
16,700 円
23,400 円
16,700 円
190 円
340 円
500 円
750 円
1,000 円
1,500 円
2,000 円
3,500 円
5,010 円
10,000 円
14,800 円

に、

14, 200 円

16, 700円

10, 100 円
6, 100 円
9, 060 円
200 円
20, 300 円
20, 300 円
11, 300 円
200 円
20, 300 円
203, 300 円
101, 600 円
14, 200 円
Aに0. 024を乗じて得た額
20, 300 円
7, 200 円
20, 300 円
14, 200 円

を

11, 700 円
7, 020 円
10, 400 円
230 円
23, 400 円
23, 400 円
13, 300 円
230 円
23, 400 円
234, 000 円
117, 000 円
16, 700 円
Aに0. 024を乗じて得た額
23, 400 円
8, 640 円
23, 400 円
16, 700 円

に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前に既に納入の通知が行われ、当該通知に係る占用の期間に属するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

道路占用料の額を改定するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 22 号議案

大田区公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月15日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区公共物管理条例の一部を改正する条例

大田区公共物管理条例(平成 14 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

7, 970 円		9, 350 円
12, 200 円		14, 300 円
16, 500 円		19, 300 円
6, 440 円		7, 720 円
10, 400 円		12, 400 円
14, 200 円		17, 000 円
710 円		830 円
71 円		83 円
42 円		50 円
6, 980 円		8, 180 円
4, 270 円		5, 010 円
14, 200 円		16, 700 円
20, 300 円		23, 400 円
14, 200 円		16, 700 円
160 円		190 円
290 円		340 円
420 円		500 円
640 円		750 円
850 円		1, 000 円
1, 280 円		1, 500 円
1, 700 円		2, 000 円
2, 990 円		3, 500 円
4, 270 円		5, 010 円
8, 540 円		10, 000 円
12, 400 円		14, 800 円
14, 200 円		16, 700 円

「		「																						
<table><tr><td>10, 100 円</td></tr><tr><td>6, 100 円</td></tr><tr><td>9, 060 円</td></tr><tr><td>200 円</td></tr><tr><td>20, 300 円</td></tr><tr><td>20, 300 円</td></tr><tr><td>11, 300 円</td></tr><tr><td>200 円</td></tr><tr><td>20, 300 円</td></tr><tr><td>101, 600 円</td></tr><tr><td>14, 200 円</td></tr></table>	10, 100 円	6, 100 円	9, 060 円	200 円	20, 300 円	20, 300 円	11, 300 円	200 円	20, 300 円	101, 600 円	14, 200 円	を	<table><tr><td>11, 700 円</td></tr><tr><td>7, 020 円</td></tr><tr><td>10, 400 円</td></tr><tr><td>230 円</td></tr><tr><td>23, 400 円</td></tr><tr><td>23, 400 円</td></tr><tr><td>13, 300 円</td></tr><tr><td>230 円</td></tr><tr><td>23, 400 円</td></tr><tr><td>117, 000 円</td></tr><tr><td>16, 700 円</td></tr></table>	11, 700 円	7, 020 円	10, 400 円	230 円	23, 400 円	23, 400 円	13, 300 円	230 円	23, 400 円	117, 000 円	16, 700 円
10, 100 円																								
6, 100 円																								
9, 060 円																								
200 円																								
20, 300 円																								
20, 300 円																								
11, 300 円																								
200 円																								
20, 300 円																								
101, 600 円																								
14, 200 円																								
11, 700 円																								
7, 020 円																								
10, 400 円																								
230 円																								
23, 400 円																								
23, 400 円																								
13, 300 円																								
230 円																								
23, 400 円																								
117, 000 円																								
16, 700 円																								
」		」																						

に、

「		「								
<table><tr><td>20,300 円</td></tr><tr><td>7,200 円</td></tr><tr><td>20,300 円</td></tr><tr><td>14,200 円</td></tr></table>	20,300 円	7,200 円	20,300 円	14,200 円	を	<table><tr><td>23,400 円</td></tr><tr><td>8,640 円</td></tr><tr><td>23,400 円</td></tr><tr><td>16,700 円</td></tr></table>	23,400 円	8,640 円	23,400 円	16,700 円
20,300 円										
7,200 円										
20,300 円										
14,200 円										
23,400 円										
8,640 円										
23,400 円										
16,700 円										
		に改める。								
」		」								

に改める。

別表第 2 中

「		「											
<table><tr><td>4, 154 円</td></tr><tr><td>2, 077 円</td></tr><tr><td>4, 154 円</td></tr><tr><td>692 円</td></tr><tr><td>4, 154 円</td></tr></table>	4, 154 円	2, 077 円	4, 154 円	692 円	4, 154 円	を	<table><tr><td>4, 587 円</td></tr><tr><td>2, 293 円</td></tr><tr><td>4, 587 円</td></tr><tr><td>764 円</td></tr><tr><td>4, 587 円</td></tr></table>	4, 587 円	2, 293 円	4, 587 円	764 円	4, 587 円	に改める。
4, 154 円													
2, 077 円													
4, 154 円													
692 円													
4, 154 円													
4, 587 円													
2, 293 円													
4, 587 円													
764 円													
4, 587 円													
」		」											

に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料について適用し、同日前に既に納入の通知が行われ、当該通知に係る占用又は使用の期間に属するものについては、なお従前

の例による。

(提案理由)

公共物の占用料及び使用料の額を改定するため、条例を改正する必要があるの
で、この案を提出する。

第 23 号議案

大田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立公園条例の一部を改正する条例

大田区立公園条例（昭和 52 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 公園の占用料の部中「1,583 円」を「1,856 円」に、「703 円」を「825 円」に、「1,173 円」を「1,375 円」に、「469 円」を「550 円」に、「865 円」を「1,038 円」に、「351 円」を「412 円」に、「586 円」を「687 円」に、「987 円」を「1,184 円」に、「9,360 円」を「10,800 円」に、「14,625 円」を「16,875 円」に、「39 円」を「45 円」に改める。

別表第 3 ア運動施設の部付記第 5 号中「7 月 10 日から 9 月の第 1 日曜日まで」を「7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間のうち、規則で定める期間」に改め、同表イその他の施設の部多目的室の項に次のように加える。

森ヶ崎緑華園 1 室・1 回	午前	1,500 円
	午後	2,000 円

別表第 3 イその他の施設の部キャンプ場の項中「2,200 円」を「1,000 円」に改め、同部付記第 3 号中「又は午前と午後と夜間」を「、午前と午後と夜間又は日中と夜間」に改め、同部付記第 4 号中「午前 9 時から午後 4 時まで」を「午前 10 時から午後 4 時まで（本門寺公園キャンプ場は午前 9 時から午後 4 時まで）」に、「午後 4 時から」を「午後 5 時から」に改め、同部付記第 6 号中「池上梅園の集会室及び茶室、東糺谷防災公園の多目的室、水神公園の多目的室並びに」を「集会室、多目的室、茶室及び」に改め、「とし、平和の森公園の集会室を使用する場合の使用料は、本表使用料に本表使用料の 3 割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）を加えた額」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、平和の森公園の集会室を使用する場合の使用料は、本表使用料に本表使用料の3割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）を加えた額とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第3イその他の施設の部の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前に既に納入の通知が行われ、当該通知に係る占用の期間に属するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3 森ヶ崎緑華園多目的室及びキャンプ場の使用料に係る規定は、第1項ただし書に規定する施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 4 改正後の別表第3 森ヶ崎緑華園多目的室及びキャンプ場の使用に係る手続に関し必要な行為については、第1項ただし書に規定する施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

公園の占用料の額を改定するとともに、森ヶ崎緑華園の多目的室の使用料を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 24 号議案

大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例

(目的)

第 1 条 この条例は、ハト・カラスへの給餌による被害の防止について必要な事項を定めることにより、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ハト・カラス 自ら所有せず、かつ、占有しないドバト、ハシブトガラス及びハシボソガラスをいう。
- (2) 給餌 ハト・カラスに餌を与えること（ハト・カラスが集散することを認識しながら、ハト・カラスが食べることができる場所に他の動物へ与えた餌を放置する行為を含む。）をいう。
- (3) ハト・カラスへの給餌による被害 次のいずれかに該当するものにより、区民等又は被害箇所の管理者による苦情や相談があり、被害が確認できる状態をいう。

ア 給餌による餌を目当てに集散するハト・カラスの鳴き声その他の音

イ 給餌による餌の残さ、給餌による餌を目当てに集散するハト・カラスのふん尿その他の汚物の放置又は不適切な処理及びこれらにより発生する臭気

ウ 給餌による餌を目当てに集散するハト・カラスの羽毛

エ 給餌による餌を目当てに集散するハト・カラスの威嚇行為

オ 給餌による餌又は給餌による餌の残さが原因となって発生するねずみ又は害虫等

(4) 区民等 区民及び区の区域内（以下「区内」という。）に滞在する者（通過する者を含む。）又は区内の土地を所有し、占有し、若しくは管理する者をいう。

(5) 事業者 区内において、事業活動を行う全てのものをいう。

(6) 団体 区民等又は事業者を構成員として活動する団体及びこれらの連合体をいう。

(7) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署及び消防署、国道又は都道を管理する事務所その他の行政機関をいう。

(8) 公共の場所 区内の道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所（民有地であつて、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地を含む。）をいう。

（区の責務）

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、必要な施策を推進しなければならない。

2 区は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、区民等、事業者、団体及び関係行政機関と連携協力し、施策の効果が最大限に発揮できるよう努めなければならない。

（区民等の責務）

第4条 区民等は、良好な生活環境を確保するため、ハト・カラスへの給餌による被害を生じさせることがないように努めなければならない。

2 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

(区民等の禁止事項)

第5条 区民等は、次の各号に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 公共の場所において、ハト・カラスへの給餌を行うこと。
- (2) ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせること。

(事業者及び団体の責務)

第6条 事業者及び団体は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

(関係行政機関の責務)

第7条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区民等、事業者及び団体の取組並びに区の施策に協力するものとする。

(指導)

第8条 区長は、第5条第2号の規定に違反した者に対し、当該行為の是正又は中止を指導することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第8条に規定する指導に従わずに、ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

ハト・カラスへの給餌による被害の防止について必要な事項を定めることにより、区民の生活環境の向上を図るため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 25 号議案

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例

大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和 62 年条例第 11 号）の一部を
次のように改正する。

第 4 条第 2 項各号列記以外の部分中「第 14 条」を「第 13 条第 2 項」に改め、
同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- （1） 負担額算定基準子どものうち、2 番目の年長者である満 3 歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。） 前項又は第 8 項の額に 100 分の 40 を乗じて得た額
- （2） 負担額算定基準子どものうち、最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く満 3 歳未満保育認定子ども 零

第 4 条第 2 項第 3 号を削り、同条第 3 項中「第 14 条の 2 第 1 項」を「第 14 条」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- （1） 特定被監護者等のうち、2 番目の年長者である満 3 歳未満保育認定子ども 第 1 項又は第 8 項の額に 100 分の 40 を乗じて得た額
- （2） 特定被監護者等のうち、最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く満 3 歳未満保育認定子ども 零

第 4 条第 3 項第 3 号から第 5 号までを削り、同条第 4 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- （1） 特定被監護者等のうち、最年長者である満 3 歳未満保育認定子ども 第

1 項又は第 8 項の額に 100 分の 40 を乗じて得た額

(2) 特定被監護者等のうち、最年長者である者を除く満 3 歳未満保育認定子

ども 零

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、低所得の多子世帯の特例措置に係る同時入所要件を撤廃するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 26 号議案

大田区立保育園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立保育園条例の一部を改正する条例

大田区立保育園条例（昭和 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表同仲六郷保育園の項を削る。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区立仲六郷保育園を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 27 号議案

財産の交換について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

財産の交換について

下記のとおり財産を交換する。

記

1 交換に供する財産

- (1) 種 類 土地、建物
- (2) 所 在 地 大田区久が原二丁目 908 番 4
- (3) 面 積 土地 363.56 平方メートル
建物 358.22 平方メートル
- (4) 価 格 土地 金 1 億 9,632 万 2,400 円
建物 金 4,401 万 8,000 円

2 交換により取得する財産

- (1) 種 類 土地、建物
- (2) 所 在 地 大田区久が原二丁目 908 番 7
- (3) 面 積 土地 365.80 平方メートル
建物 451.56 平方メートル
- (4) 価 格 土地 金 1 億 9,160 万 6,040 円
建物 金 1 億 5,565 万 3,000 円

3 交換の相手方 新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号

住友不動産株式会社

代表取締役 仁 島 浩 順

4 交換による差額の補足

交換による差額の補足は生じないものとする。

5 交換の時期

区が取得する建物の工事完了後に行うものとする。

(提案理由)

久が原地域集会所の用に供する区有財産の交換のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、この案を提出する。

第 28 号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議について

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、別紙の東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約により協議を行う。

（提案理由）

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議を行うに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月１日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第５項中「令和２年度分及び令和３年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に、「令和２年４月１日現在」を「令和４年４月１日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この規約は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第５項の規定は、令和４年度分以降の変更後の規約第１８条第１項第１号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和３年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

第 29 号議案

呑川合流改善貯留施設立坑設置工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

呑川合流改善貯留施設立坑設置工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 呑川合流改善貯留施設立坑設置工事
立坑工
仮設工
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 28 億 6,550 万円
- 4 契約の相手方 新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号
大成・佐々木建設工事共同企業体
代表者 新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号
大成建設株式会社 東京支店
常務執行役員支店長 奥 畑 浩一郎
構成員 大田区上池台二丁目 20 番 2 号
株式会社佐々木組
代表取締役 小 林 光 一
- 5 工 期 契約有効の日から令和 6 年 3 月 14 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 30 号議案

特別区道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

特別区道路線の廃止について

下記のとおり特別区道路線を廃止する。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 廃止する路線 | 大田区蒲田五丁目 14 番 4 の地先から
大田区蒲田五丁目 13 番 6 の地先まで |
| 2 | 路 線 名 | 大田区道 8－237 号線 |
| 3 | 重要な経過地 | なし |
| 4 | 延 長 | 36.58 メートル |
| 5 | 幅 員 | 最小 3.97 メートル
最大 4.04 メートル |

(提案理由)

上記特別区道路線を廃止するため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、この案を提出する。

案 内 図

所在 蒲田五丁目14番4の地先から同13番6の地先まで
(住居表示 蒲田五丁目14番から同13番まで)



特別区道路線の廃止略図

